

○避難安全性能を確かめることにより適用が除外される避難関係規定

項目	条	項	規定の概要	階避難安全性能を有するもの	全館避難安全性能を有するもの
防火区画	112	5	11階以上の100㎡区画	—	○
		9	竪穴区画	—	○
		12	異種用途区画	—	○
避難施設	119		廊下の幅	○	○
	120		直通階段までの歩行距離	○	○
	123	1	避難階段の構造 第1号 耐火構造の壁 第6号 防火設備	—	○
		2	屋外避難階段の構造 第2号 防火設備	—	○
		3	特別避難階段の構造 第1号 付室の設置 第2号 排煙設備 第12号 付室などの面積	○	○
			第10号 防火設備	○*	○
			第3号 耐火構造の壁	—	○
	124	1	物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅 第1号 避難階段等の幅	—	○
第2号 階段への出口幅			○	○	
屋外への出口	125	1	屋外への出口までの歩行距離	—	○
		3	物品販売業を営む店舗における屋外への出口幅	—	○
排煙設備	126-2		排煙設備の設置	○	○
	126-3		排煙設備の構造	○	○
内装制限	128-5		特殊建築物の内装(第2,6,7項および階段に係る規定を除く) 自動車車庫等, 調理室等	○	○

※屋内からバルコニーまたは付室に通ずる出入口に係る部分に限る

階避難安全性能は階避難安全検証により、また全館避難安全性能は全館避難安全検証によりその有無を確認します。

なお全館避難安全検証においては、階段等の竪穴も検証対象となります。

全館避難安全検証は階避難安全検証よりも成立条件が厳しい為、階避難安全性能を確認すればよいもの(例えば階段、高層区画、竪穴区画等に関する仕様規定に適合する場合は、階避難安全検証のみ行えば足りず)。

×避難安全性能を確かめても緩和されない主な事項

- ・面積区画
- ・2以上の直通階段の設置
- ・重複距離
- ・避難階段の設置
- ・非常用ELV付室の面積
- ・階段の蹴上げおよび踏面寸法